

緊急事態措置解除後の県立学校の対応

(令和3年1月14日付けで通知した「緊急事態措置を受けた県立学校の対応」からの変更点は参考の対照表を参照)

1 学校運営の基本方針

地域の感染状況に応じた感染防止対策を徹底しながら、学校教育活動を継続していく。

2 感染防止対策の徹底

引き続き、基本的な感染防止対策を徹底するよう指導を行う。

(1) 登下校

ア 毎日の健康観察を実施し、児童生徒に発熱等の風邪症状が見られる場合、登校させない。

イ 児童生徒の同居家族が濃厚接触者に特定されている場合、児童生徒本人に行動の制限はないことを踏まえ、登校については本人や保護者の意向を尊重する。

ウ 生徒同士での食事やカラオケは感染リスクが非常に高いことから、引き続き自粛するよう指導する。

エ 登下校中も含め、校内では、原則マスクを着用するよう指導する。

(2) 校内における感染防止対策

ア 昼食等の食事は、自席で食べるなど対面にならないようにし、会話をしないよう特に指導を徹底する。また、食事後は速やかにマスクを着用するよう指導する。

イ 「3密」と「大声」の回避、こまめな手洗、咳エチケットを徹底するよう指導する。

ウ 教室等の常時換気を実施する。なお、室温の低下による健康被害が生じないよう児童生徒に暖かい服装を心がけるよう指導する。

(3) 教職員の感染防止対策

ア 教職員も常日頃から上記感染防止対策を徹底する。

イ 家族以外との不要不急の会食や21時以降の不要不急の外出等については、国や県が示す指針を遵守する。

3 教育活動上の対応

(1) 再開する活動

ア 「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は、教室等の常時換気やマスクの着用などの感染防止対策を徹底した上で、再開する。なお、マスクを外して行う活動の再開については、教室等の換気の状態や生徒同士の身体的距離、活動時間、発声や呼気の強さの面から判断をする。

＜マスクを外して行う活動の例＞

激しい呼気を伴う活動、会食を伴う活動、楽器を演奏する活動など

イ 修学旅行等の宿泊を伴う行事は、旅行先の感染状況を確認し、必要に応じて目的地や内容を見直すなどした上で、実施する。

(2) 学習活動

教室等においては、児童生徒の間隔を、1メートルを目安に学級内で最大限確保する。

(3) 部活動

ア 対外的な練習試合、合同練習及び部合宿は、3月12日（金）まで、全ての種目において実施を自粛し、校内での活動とする。

3月13日（土）以降は、実施周辺地域の感染状況を踏まえて、活動時間や活動場所を慎重に検討しながら、感染防止対策を講じた上で実施する。

イ 公式戦への参加は周辺地域の感染状況を踏まえて、活動時間や活動場所を慎重に検討しながら、感染防止対策を講じた上で実施する。

ウ 生徒が密集したり、近距離で組み合ったり接触したりする活動や、発声や演奏する活動については、間隔を空けて行うことができる活動に替えるなどの工夫をする。

エ 活動の開始時と終了時には、教員が生徒の健康状態の把握や感染防止対策指導を行った上で実施する。なお、教員が常時立ち会わないことも可とする。

オ 可能な限り感染防止対策を行った上で、感染リスクの低い活動から順次実施し、感染リスクの高い活動の実施は慎重に検討する。

(4) 寮や寄宿舎における感染防止対策の徹底

引き続き、寮や寄宿舎の集団生活における感染防止対策を徹底する。

4 保護者との連携

学校内で感染拡大を防ぐためには、ウイルスを持ち込まないことが重要であることから、引き続き、登校前の健康観察や休日を含めた生徒のみの会食やカラオケの自粛など各家庭と連携した感染防止対策に取り組む。